

各 民 間 保 育 所 園 長 様
各 民 間 保 育 所 開 設 予 定 者 様

川 崎 市 こ ど も 未 来 局
保 育 ・ 幼 児 教 育 部 保 育 第 1 課 長

令和 6 年度子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続きについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続きについて、令和 6 年度における申請様式及び申請期限等を次のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

1 5 月上旬までに申請が必要な書類について

年度初日の在籍職員の状況を踏まえ、申請してください。

加算名	対象施設	協議様式等
処遇改善等加算 I の加算率	全施設	処遇改善等加算 I に係る加算率認定申請書 【添付書類】 ・平均勤続年数計算書 ・処遇改善等加算率算定職員台帳 ・在職証明書 ・資格証 など

※処遇改善等加算 I ・ II ・ III の賃金改善計画書等の提出については、詳細が確定次第、別途お知らせします。

2 5 月末までに申請が必要な書類について

加算名	対象施設	申請様式等
3 歳児配置改善加算	対象施設のみ	3 歳児配置改善加算認定申請書
事務職員雇上費加算	全施設	事務職員雇上費加算認定申請書
栄養管理加算	対象施設のみ	栄養管理加算認定申請書 ※4 月又は 5 月から栄養士を雇用している場合に必要 ※年度途中で栄養士を雇用した場合は年度内において初めて適用となる月の翌月までに申請 ※調理員のみ雇用している場合は申請不要
減価償却費加算	対象施設のみ ※既に認定済の園は除く	減価償却費加算認定申請書 【添付書類】 ・建物の整備又は取得の契約書類の写し等

3 6月末までに申請が必要な書類について

加算名	対象施設	申請様式等
休日保育加算	対象施設のみ	休日保育加算認定申請書 【添付書類】 ・休日保育事業利用実績表 (前年度分と当年度4月～5月分)
賃借料加算 市賃借料加算	対象となる新設園及び定員・賃料等に変更のあった施設	賃借料加算等認定申請書 【添付書類】 ・賃貸借契約書の写し ・平面図 (園舎・園庭の認可面積の確定等が必要なため)

4 12月末までに申請が必要な書類について

次表に記載の加算については3月分として支給を行うものですが、対象施設は12月末までに、所定の申請様式に必要な資料を添付し、申請を行ってください。

加算名	対象施設	申請様式等
高齢者等活躍促進加算	対象施設のみ	高齢者等活躍促進加算認定申請書 【添付書類】 ・対象職員名簿 ・対象職員雇用時間積算表 ・該当者であることを確認できる書類 ・雇用契約書の写し ・出勤簿又はタイムカードの写し
施設機能強化推進費加算	対象施設のみ	施設機能強化推進費加算認定申請書 【添付書類】 ・年間の防災計画等の写し ・積算根拠となる書類の写し
小学校接続加算	対象施設のみ	小学校接続加算認定申請書 【添付書類】 ・業務分掌表の写し ・小学校との接続を見通した保育課程の写し ※要件や加算額等が変更となる予定です。
第三者評価受審加算 市第三者評価受審加算	対象施設のみ	第三者評価受審加算認定申請書 【添付書類】 ・評価機関との契約書の写し

5 随時、申請が必要な書類について

産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する施設で、常時勤務する者が産休・病休等を取得し、代替となる臨時職員の雇用があった場合に、所定の申請様式に必要なとなる資料を添付し、申請してください。

加算名	対象施設	申請様式等
産休等代替臨時職員雇用費	対象施設のみ	産休等代替臨時職員雇用費認定申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日と出産日が分かる書類の写し（産休の場合） ・病休期間が分かるものの写し（病休の場合） ・産休等職員の出勤簿及び給与明細の写し ・代替臨時職員の雇用契約書の写し ・代替臨時職員の出勤簿及び給与明細並びに通勤届等の写し ・代替臨時職員の資格証の写し（保育士、看護師、栄養士のとき）
施設長未配置減算	施設長を設置していない施設	施設長未配置減算認定申請書 ※ 実際に施設長がいる場合でも、職員配置上、施設長として専従できていないときは必要です。
土曜日閉所減算	対象施設のみ	土曜日閉所減算認定申請書 ※ 土曜日の閉所日数に応じて減算となります。 ※ 該当する場合に申請が必要です。
チーム保育推進加算	対象施設のみ	チーム保育推進加算認定申請書 ※ 処遇改善等加算Ⅰの認定に係る平均勤続年数が確定次第

6 障害児保育費認定協議について

対象となる児童及び保育職員の加配状況を踏まえ、協議を行ってください。

加算名	対象施設	申請（協議）様式等
障害児保育費 <ul style="list-style-type: none"> ・通常保育 ・休日保育 ・一時保育 ・年度限定保育 	対象施設のみ	障害児保育費認定協議書 令和5年度と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・書面による認定（その1）及び行動確認等を要する認定（その2）（夏頃） ※いずれも保育職員の加配が前提です。 ※様式・添付書類等については、別途通知します。

7 障害児保育費認定が影響する加算の申請について

次の加算については、障害児保育費の認定結果が影響することから、対象施設は、障害児保育費の認定結果通知が届き次第、申請してください。

加算名	対象施設	申請様式等
主任保育士専任加算 市主任保育士専任加算	対象施設のみ	主任保育士専任加算等申請書 ※要件が一部変更となる予定です。
療育支援加算	障害児保育費の認定と主任保育士専任加算の認定があった施設	療育支援加算認定申請書 【添付書類】 ・特別児童扶養手当の支給を受けている場合はそのことを証する書類（取扱注意）

8 その他（前年度（令和5年度）からの変更点等）

- ・令和6年度の国の公定価格では、4歳児の保育士の配置を30対1から25対1に改善する場合の新たな加算として「4歳以上児配置改善加算」（仮）が創設される予定です。同加算の支給にあたっては、本市のシステム改修を伴うため、申請や認定の時期等については、追ってお知らせいたします。
- ・「衛生管理加算」については、令和6年度から、加算認定申請書による書面申請を廃止し、請求ソフトによる申請・請求のみとします。請求については4月から毎月請求をすることが可能です。
- ・「地域活動事業費」についても、認定申請書による申請は廃止し、請求ソフトによる申請・請求を適宜行えるよう、取扱いを変更します。事業の実施に要する費用が確定次第、申請・請求を行ってください（加算限度額は1施設当り年額200,000円）。ただし、従来どおり、年度末以降の実績報告は必要です。過払い等があった場合には、戻入処理を行いますので、適切に申請・請求いただきますようお願いいたします。

（保育第1課 担当）

電 話 044-200-2662